

議案第93号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.86」を「100分の7.77」に改める。

第4条中「3万3,200円」を「3万5,200円」に改める。

第5条中「100分の2.34」を「100分の2.87」に改める。

第6条中「1万2,300円」を「1万4,700円」に改める。

第7条中「100分の2.31」を「100分の2.76」に改める。

第8条中「1万3,600円」を「1万4,100円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「2万3,240円」を「2万4,640円」に改め、同号イ中「8,610円」を「1万290円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「9,870円」に改め、同項第2号ア中「1万6,600円」を「1万7,600円」に改め、同号イ中「6,150円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「7,050円」に改め、同項第3号ア中「6,640円」を「7,040円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,820円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,980円」を「5,280円」に改め、同号イ中「8,300円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「13,280円」を「14,080円」に改め、同号エ中「16,600円」を「17,600円」に改め、同項第2号ア中「1,845円」を「2,205円」に改め、同号イ中「3,075円」を「3,675円」に改め、同号ウ中「4,920円」を「5,880円」に改め、同号エ中「6,150円」を「7,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の税額及び賦課限度額について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。